

胆沢川桜づつみ広場

| 使用区分 | | | 基本使用料 | 付加使用料 | |
|-----------------------------|-------------|-----------------------------------|---------------|--------------------------|--------|
| 多目的広場 貸切使用 (1時間までごとに) | 入場料を徴収しない場合 | アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合 | 児童及び生徒 | 1 シャワー 1人1回につき50円とする。 | |
| | | | 一般 | | |
| | | | その他の催しに使用する場合 | | |
| | 入場料を徴収する場合等 | アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合 | 児童及び生徒 | | 660円 |
| | | | 一般 | | 1,320円 |
| | | その他の催しに使用する場合 | 営利を目的としない場合 | | 1,980円 |
| | | 営利を目的とする場合 | 3,960円 | | |

1 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

2 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。

3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。

4 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。

5 多目的広場の2分の1又は4分の1を区分使用する場合の利用料の額は、この表に定める額（備考4の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1又は4分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

6 準備、撤去等のため前日等に使用する場合は、この表に定める額（備考4又は備考5の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

7 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。